**一般社団法人日本造血細胞移植学会**

**平成29年度　認定HCTC資格更新申請手続き説明書**

一般社団法人日本造血細胞移植学会　認定造血細胞移植コーディネーター（以下、「認定HCTC（Hematopoietic Cell Transplant Coordinator）」と略す）の資格更新をされる方は、以下の通り、申請書類の提出をお願いいたします。

## １．〔様式1〕認定HCTC資格更新申請書に必要事項を記入してください。申請書内の赤字で記載されている注意事項をよくお読みください。【HCTCとしての実務経験年数】と【HCTCとしてのコーディネート件数】のカウントについて、以下の注意事項をよくお読みいただき、正しくカウントしご報告ください。

活動状況によっては、経験年数やコーディネート件数が認められない場合もあります。

**－注意事項－**

研修などによる所属施設以外でのHCTCの経験については、雇用関係に基づいてその施設から正式なHCTC業務の依頼が行われていない限り、その期間の長さに関わらず、HCTCの実務経験としてカウントすることを認めておりませんので、ご注意ください。

**【HCTCとしての実務経験年数】**

■コーディネートとは、所属施設外にも及ぶ個人、グループ、組織を対象とした幅広い移植前後に至る調整プロセスで、病棟や外来で行われている通常の看護や診療とは異なります。病棟や外来の看護師、患者やドナーの担当医、日本骨髄バンクの調整医師などによる患者やドナーの支援はHCTCとしての経験に含みませんので、ご注意ください。なお、通常の診療に従事せずHCTC業務を専従職として行っている場合を除き、医師の申請は原則として認めません。

■HCTC活動開始時期は、HCTCが移植チーム内に設置され、介入の際にHCTCであることを患者やドナー、家族に説明していることが必須です。

■HCTCの具体的な実務内容は、

「HCTC標準業務リスト（<https://www.jshct.com/organization/pdf/list_hctc.pdf>）」でご確認ください。

リスト内の業務はHCTCの網羅的な業務の一覧で、すべての業務を実践している必要はありません。ただし、認定HCTCの必須項目については、HCTCが実践している必要があります。

**＜患者コーディネート＞**

・移植前／移植入院中／移植後の支援：意思決定支援、移植準備の支援、精神的・社会的支援

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 家族の支援、院内関連部門・院外機関との連携など

・血縁ドナーコーディネート

・骨髄バンクコーディネート：骨髄バンク登録説明・相談、骨髄バンク・採取施設との連絡調整など

・さい帯血バンクコーディネート：さい帯血バンク利用の説明、さい帯血バンクとの連絡調整など

**＜ドナーコーディネート＞**

・血縁ドナーコーディネート：意思決定支援、採取準備から採取後までの支援

　 ドナー家族の支援、院内関連部門・院外機関との連携など

・骨髄バンクドナーコーディネート：骨髄バンク・移植施設との連絡調整

　　　　　　　　　　　　　　 　　　 骨髄バンクコーディネーターとの連携など

**【HCTCとしてのコーディネート件数】**

■同種移植の症例に限ります。

■1事例1申請者とし、複数のHCTCからの重複報告は認めておりません。同一事例に複数のHCTCが介入した場合は、申請者間で相談の上、最も多く関わったHCTCが事例としてカウントし報告してください。

■申請時点で移植や提供が未来日となる事例は件数に含みません。

**＜患者件数＞**

・移植適応と判断され意思決定に介入した段階から、生じた問題に対応し、移植の成立までの過程を支援することで、1件とカウントします。

・移植に至らなかった、また、移植適応判断後の介入であった場合でも、十分な相談、支援がなされていればカウントとして認めます。ただし、そのような場合には支援内容について報告書〔様式3〕が必要となります。

**＜血縁ドナー件数＞**

・HLA検査前の提供に関する医学的説明と意思確認の段階から、採取前健康診断、採取前の準備、幹細胞提供、採取後健康診断（フォローアップ）に至るまでの過程を支援することで、1件とカウントします。

・他施設ですでにHLA検査が実施されているなどの理由でHLA検査の時点から介入していない場合でも、施設内にHLA検査の段階からHCTCが介入する体制が構築されていれば、カウントとして認めます。また、HLAが適合しなかった、提供に至らなかった、採取後健診が他院で実施された等の場合でも、十分な相談、支援が行われていればカウントとして認めます。そのような場合には支援内容について報告書〔様式5〕が必要となります。ただし、入院時からの介入はカウントできません。

・提供に至った血縁ドナーの件数をカウントする場合、ドナー登録している事例のみに限ります。

**＜非血縁ドナー件数＞**

・採取前健康診断から提供、採取後健康診断に至るまでの過程を1件とします。

・入院時からの介入などではカウントできませんので、ご注意ください。

## ２．〔様式2〕担当患者リスト、〔様式4〕担当ドナーリストに、HCTCとして経験された申請から直近の患者15件、ドナー15件（内、血縁ドナー5件以上）を記入してください。

件数のカウントは、１に記載されている【HCTCとしてのコーディネート件数】をよくお読みください。

リスト内のドナーIDは、必要に応じて症例の問い合わせを行う場合に使用させていただきます。

## ３．〔様式3〕担当患者支援報告書、〔様式5〕担当ドナー支援報告書は必要に応じてご提出ください。

## ４．〔様式6〕認定HCTC資格更新申請証明書に所属施設の移植責任医師および施設長の署名、捺印をお願いいたします。認定HCTCの実績が複数施設に渡る場合は、前所属施設の〔様式6〕認定HCTC資格更新申請証明書による実務証明も必要となります。

５．〔様式7〕日本造血細胞移植学会学術総会およびHCTCブラッシュアップ研修会参加証明書に、認定HCTC資格取得あるいは資格更新後に申請時点から過去3年以内に参加した2回分の本学会学術総会HCTCブラッシュアップ研修会について記載し、また、その研修会が開催された本学会学術総会の参加証または証明記録のコピーを貼付してください。参加証は、所属・氏名が記載されている部分のコピーをお願いします。証明記録は、筆頭演者や座長証明（抄録のコピーなど）、施設の出張命令書、出張申請書、旅費精算書、学会関連会議等を参加記録とします。

## ６．〔様式8〕認定更新審査料払込受領証明書に、払込受領証もしくは明細書のコピーを貼付してください。

## ７．認定HCTC認定証のコピーを提出してください。

## ８．個人情報について

１）提出された申請書や報告書は審査のためだけに使用され､審査担当者以外の目に触れることはありません。また、審査担当者は審査に際して得た情報に対して､守秘義務を課せられています。

２）事例対象者の特定に繋がりうる、必要不可欠ではない情報は記載しないでください。しかし、申請者が対象となる患者､ドナーについてどのようにアセスメントし､対応したかを理解できるような記載は審査上の必須条件となります。もしこの点に関して疑問点や問題点があればご相談ください。

①記載してはならない情報：対象者の氏名、施設内のID番号、検査番号等、イニシャル、呼び名等

②例外の状況を除き、原則として記載してはならない情報：

A. 住所

●例外の状況：患者とドナーの居住地域の地理的関係が重要であり､単に「遠方」「海外」といった記載では申請者のアセスメントや対応の理解が困難であると考えられる場合

●例外の場合の記載方法：国名、地域名称（東北､関東など）とし、必要な場合であっても都道府県名までの記載にとどめる

B. 既に他院などで診断治療を受けている場合、その施設の名称、所在地

●例外の状況：搬送元、紹介元の情報が不可欠な場合

●例外の場合の記載方法：必要不可欠と考えられる範囲内で施設名を特定して記載可能

③日付の記載は、臨床経過を知る上で必要となる場合が多いので、個人の特定の可能性が高くならない場合は、原則年月までを記載しても構いません。生年月日の記載もこれに準じます。

④提供年月日､日本造血細胞移植データセンタードナー登録番号、日本骨髄バンクドナーID：

実際に採取が行われた例であることを確認するために必要最低限の情報となります。日本造血細胞移植データセンター、日本骨髄バンクのデータベースにアクセス出来る権限がない限り、これらの情報から個人を特定することは困難です。

以上、申請書類をすべて揃えて書留にてご郵送ください。

申請前に、誤字脱字や記載漏れなど書類の不備がないかを必ず確認するようお願いいたします。

また、書類審査にて認定要件を満たさないと判断された場合や、記載書類に不正があると認められた場合には、その時点で申請を却下し、以後の審査は行いませんので、ご注意ください。（HCTC認定制度施行細則第1章第2条）

【申請先】

〒461-0047　名古屋市東区大幸南1-1-20 名古屋大学医学部内

一般社団法人日本造血細胞移植学会事務　認定HCTC資格更新申請受付係

【申請期間】

平成30年2月1日（木）〜平成30年3月31日（土） 必着

＊ 期間を過ぎますと受付できませんのでご注意ください。

平成29年12月　日　HCTC委員会